

関東月例研究会報告・発表要旨（対象期間：2009 年 1 月～12 月）

日本型移民国家への道 —自由民主党外国人材推進議員連盟政策提言について

福 間 勉

(2009.1.24)

我が国の人口は、すでに減少期に入っており、今後、65 歳以上人口が急増し、2020 年から 30 ～ 40 年間は 3600 万人台で推移する。これに比して、労働力人口は大きく減少し、社会保障制度を支える国民的基盤をいかに強化するかが重要かつ喫緊の政治課題となっている。

「日本型移民国家」の提案は、「通常の居住地以外の国に移動し、少なくとも 12 ヶ月間当該国に居住する人」という 1997 年の国連事務総長報告による移民の定義を採用したうえで、我が国に定住する外国人政策の基本に、①多民族・多文化共生社会の構築をめざし、②日本語教育と日本文化への理解を育むことを徹底した上で、③我が国での留学、就労、生活を希望する外国人に対する入国管理政策を諸外国に明示し、④暮らしやすい条件整備を総合的に図っていくこととしている。

「育成型移民政策」の骨格は、①留学・就学の区分をなくし、国内での就職を容易にする留学生 100 万人構想、②日本の職業訓練インフラを活用した人材育成型外国人職業訓練制度を創設する、③世界の主要都市に日本文化＆日本語センター（Japan LCC）を創設し、現地での日本語習得を推進する、④日本に居住する外国人とその子弟に対する日本語教育、生活支援を強化するなどである。そのための基盤整備として、⑤在留資格の見直し等、入管法の改正、⑥多文化共生社会実現に向けた住民基本台帳制度、社会統合等の法整備、外国人材戦略本部の設置を提言している。

これまでに法改正や予算措置により前進している部分もあるが、景気対策により国内雇用政策が優先され、身分の不安定な外国人労働者にしわ寄せがいつている感否めない。EPA によるフィリピン・インドネシア看護師・介護福祉士候補者に対する日本語支援、国家試験対応をみても政府の消極的姿勢、付け焼刃的対応が目につく。しかし、長期的展望に立てば、「日本型移民」への舵切りが急がれる。

（全国老人福祉施設協議会事務局長）

東アジアにおける英語教育政策の枠組

原 隆 幸

(2009. 2.28)

近年、日本では韓国、中国、台湾の英語教育に関する研究が盛んである。その目的は、これらの国や地域の事例を研究することにより、日本の英語教育に対する示唆を得ようとするものである。ここでは韓国、中国、台湾、香港、日本を含む東アジアにおける英語教育政策を比較し、日本の英語教育に示唆を得ると共に、そこから見えてくる東アジアにおける英語教育政策の枠組の一部を提示することにより、今後の東アジアにおける英語教育のあり方を考えていく。

この問題を考えるにあたり、1つの外国語教育政策研究モデル（原：2008）が示される。カリキュラムの比較、分析を通して、カリキュラムの枠組とカリキュラム計画に関する顕著なポイントは、(1) 小学校から高校まで、さらに高校を卒業したした後までのすべての教育レベルを一貫したカリキュラム、(2) 短期、中期、長期に渡る英語カリキュラムの発展に焦点を当てた計画、(3) 段階的な言語能力標（can-do方式のもの）である。日本のカリキュラムには明らかにこれら3つが欠けており、これらを補った（新しい）日本の学習指導要領が必要であろう。

次に、東アジアにおける英語教育を比較、分析していくと、カリキュラムにおける目標、カリキュラムの連続性（一貫性）、英語教育の位置付けと開始時期、英語で授業を行う、教科書、担当教員、公立学校における外国人教師（ALT）の数など、東アジアにおける英語教育政策の共通要素が出てくる。また分析の結果、東アジアの英語教育の型が導きだされる。この英語教育の型は、公用語としての英語教育型、英語教育強調型、英語教育慎重型の3つがある。公用語としての英語教育型には香港、英語教育強調型には韓国、中国、台湾、英語教育慎重型には日本が含まれる。

今後、これらの要素を東アジアの英語教育政策の枠組の一部にし、さらに多くの項目を加えることで、最終的に東アジアにおける英語教育政策の枠組を提示する。これは英語教育政策を考える上で、必要な枠組であると考ええる。

（明海大学総合教育センター）

言語コンピテンシーと社会参加

立 田 慶 裕

(2009.3.28)

1990年代から始まった PISA や国際成人調査では言語コンピテンシーの一種である読解力を読み書きだけに限定せず、社会参加までを含む概念へ変化してきている。

発表では、その背景にある教育のトレンドとして、まず、現代の産業人口の構成がサービス産業中心となってきたこと、知識集約産業従事者が増えてきたこと、そのために学習や教育が高度化している点を述べた。さらに、そうした知識基盤社会への変化を受けて、OECD は、21 世紀初頭に「キー・コンピテンシーの定義と選択」プロジェクトを実施、欧米各国で求められているキー・コンピテンシーの概念とその意義を説明した。また、2006 年には EC が「生涯学習のためのキー・コンピテンシー」の提言を行い、その一つに言語コンピテンシーがその一つにあげられている。さらに、新たに企画されている AHELO（高等教育の学習成果の評価）調査でも、一般的スキルとしてリテラシーが重視されている。こうした国際的な動向として、特に重要な点がリテラシーの定義の変化である。PISA や国際成人力調査では、リテラシーが単に読み書きだけではなく、社会に参加できる力までを含むようになってきたとし、「リテラシーは、社会に参加し、個人がその目標を達成し、その知識と可能性を発展させるために、書かれたテキストを理解し、評価し、利用し、関わることである」という。

そこで、本発表でも、成人が外国語を話せることを得意としているかどうか、どんな道具活用力を持つか、また、成人が社会参加できるような人間関係力をどの程度もっているかなどについて、最近の調査結果を発表した。「外国語で外国人と話せる」という力は、成人が最も苦手とする力であり、そのニーズは大きい。日本語の読解力の分析結果では、成人の学歴や年収が大きな影響を与えることがわかっている。外国語のコンピテンシーについても今後の分析を進めていく予定である。

(国立教育政策研究所 生涯学習政策研究部 総括研究官)

外国人と共に生きる秘訣

ツルネン マルテイ (弦念丸呈)

(2009.4.25)

わたしはキリスト教会の宣教師として1967年(昭和42年)に来日した。1979年に日本国籍を選択したのち、湯河原町議会議員をへて、参議院選挙に立候補し、四回落選したものの、2002年に当選を果たした。国政をめざした理由は、外からの目で問題を指摘し、改革案を出すことで、日本社会に貢献できると考えたからだ。

わたしの故国フィンランドには日本でよく見かける「国際交流協会」のような組織がない。ことさらに「国際交流」を唱えるまでもなく、外国人を区別も差別もしないからである。一方、日本には、外国人に対する差別が根強くのこる。

最近「外国人お断り」の看板が増えている。北海道の温泉地などでは、外国人の入浴を拒否した温泉宿を相手取り、損害賠償などを求めた訴訟の判決があった。本当に残念なことであるが、なぜこのような外国人排斥が日本社会で起こるのか考えてみると、その原因は多岐にわたろうが、日本人が長い間、「単一文化」の「単一民族社会」に慣れていたことに求められるだろう。

しかし、いまや日本社会は決して日本人だけのものではなく、外国籍の人も帰化した人も、日本社会の一員である。最高裁判決(1995年2月28日)は「定住外国人に地方選挙における選挙権を法律で付与することは憲法に違反しない」と言及した。諸外国における参政権付与の状況を見ても、様々な違いはあるが、それを認める方向に動きつつある。多文化共生は日本を変えることになるだろう。

日本の社会の中で、様々な文化を背景にもっている人が、どうすればもっと共生できるか考える際、近ごろ話題になった『世界がもし100人の村だったら』(マガジンハウス、2001年)という本が多くのことを示唆する。アイヌ民族もふくめた生来の日本人、帰化した日本人、そして日本国籍をもたない在日外国人(200万人)が「豊かな森のような社会をめざして」ゆくことが日本を変えることになるのである。

(参議院議員)

言語景観と日本の多言語化：東京を事例に

ペート・バックハウス

(2009.5.30)

「言語景観」ということばは、公共空間の表示（道路標識、地名表示、広告看板、店名表示など）に含まれる言語とその表記を指す。日本の言語景観は言うまでもなく、その大分が日本語（漢字とかな）から成り立つものだが、それ以外の言語を目にする機会も年々増えている。それらの多言語表示が特に多い場所は東京都内だが、日本のその「多」言語景観の一部を具体的に把握するために、実態調査を行った。

調査方法としては、山手線 28 駅の周辺で、一定地域内にあるすべての表示を、使われている言語ごとに分類してデジタルカメラで記録した。合計では 11,834 表示を数えたが、日本語以外の言語を含むものは 2,321 件あり、全体の 19.6% を占める。用いられている外国語の内訳は、英語（97.6%）、中国語（2.7%）、韓国・朝鮮語（1.7%）などと、英語が圧倒的に多い。フランス語、タイ語などその他の 11 言語もあるが、すべて 1% 以下にとどまる。

東京の言語景観における外国語使用の原因をわかろうとするために、重要な質問が 2 つある。まず、「だれによつての多言語景観？」、つまり多言語表示を作成・設置する側を考える必要がある。2 つ目は、「だれのための多言語景観？」という、多言語表示のターゲットを巡る質問である。

以上の質問に沿って、サンプルの多言語表示を言語の組み合わせ、公的・非公的背景、地理的普及、翻訳方策などのカテゴリを踏まえて分析した。結果としては、東京の多言語表示にかかわる次の 3 つの要素が挙げられる。(1) 行政側の国際化政策、(2) 日本における局地的多民族化、(3) 日本社会の外国語（特に英語）に対する肯定的態度。全体として言えば、東京の多言語景観の形成には、在日外国人と日本人のホスト社会のどちらもが貢献している。日本人が外国人に配慮した多言語表示を提供し（要素 1）、外国人が外国人用の多言語表示を作成し（要素 2）、そして日本人が日本人自身のための多言語表示を活用して（要素 3）、公共空間の多言語化に参加しているということになる。

（ドイツ日本研究所副所長）

日本語をどう書くか： 現在・過去の継承と未来への移行試案

エツコ・オバタ・ライマン

(2009.7.25)

話し言葉はまず言語変化の最初のサインを示すが、携帯電話で「話す」代わりに日常的なコミュニケーションをメールで書く人々も次第に増えている。ここでは省略・短縮化・携帯カルチャーが進んでいる。一方、言語政策は学校教育に直接影響を及ぼし、教育カリキュラムを変え、さらにはメディアに強い影響を及ぼし、出版業界を変え、メディア様式を変え、ひいては人間の頭脳の記録様式を変える。

書き言葉の影響力という点から今一番の人気の文学作品、『1Q84』（Book1 村上春樹新潮社 2009年5月）を調査対象の一例として、文字の割合がどのようになっているかを調査した。全ページするのが理想的であるが、その前段階として、典型的な文字配合の割合を見るために第1章の2ページを選んだ。文字配合の様子でどんな文字配合が我々には一番読みやすいのであろうか。快適な読みやすいものでなければ、専門書は別にして、読書を生涯の楽しみとして読み続ける文化継承はむずかしいところまで来ている。日本語を表現する文字文化が複雑なのは漢字・両かな・アルファベット文字・数字・記号と法則があって、ないような現状とのかかわり方がある。

漢字文化を継承のためには、漢字頻度数から個々の漢字を見るばかりではなく、漢字を含む語彙の観点からも調査・考察が必要である。そうすることによって、個々の漢字の生存度・利用度が憶測できるからである。

	13 ページ	%	15 ページ	%
余白スペース	49	6	198	24
ABC 文字	0	0	0	0
総漢字（異なり）	216 (108)	26 (13)	150 (98)	18 (12)
カタカナ字	7	0.9	40	4.9
ひらがな字	493	60	379	46
句読点（記号を含む）	52 スペース	6.4	50	6
総可能スペース	817	99.3	817	98.9

典型的サンプルの両ページの漢字割合は 26 : 18 であり、ひらがなの割合は 60 : 46 となっている。ナレーションの部分は会話部分の 2.3～2.5 倍がひらがなとなっている。ところが余白スペースは 6 : 24 となって、15 ページの会話部分多い方が 4 倍ある。印

刷がかかわる文字数の合計は 716 : 569 であり、文字占領率は 88 : 70 という数値である。これは会話が主の物語り本の 1/3 は余白に支払っていることになる。この両ページの漢字を調査すると、基礎的漢字を 1000 字習えば、内容を 88% 読むことが出来る可能性を証明した。研究発表は両かなの観察・見解への言語政策にも及んだ。同じページに限られた語が何度も繰り返し出現する手法は歌詞のリフレイン役を果たす印象さえもつ。固有名詞のカタカナ語は特殊な語感をもつが、他はごく一般的なすでに確立したカタカナ語である。

(Arizona State University 名誉教授)

言語政策のオルタナティブとしての言語管理研究 —外国人の言語問題の広がりをもぐって

村 岡 英 裕

(2009.9.26)

言語政策のオルタナティブとして提唱された言語管理理論 (cf. Neustupný 1994) は、従来の専門家によるトップダウンの問題の設定と政策の提示に疑問を投げかけ、ディスコースにおいて参加者が同定する言語問題から出発することを提案してきた。

本発表では、まず伝統的な言語政策・言語計画の枠組との違いを、上のディスコースの重視のほかに、解決されない言語問題の存在を認め、問題を管理するプロセスに注目するプロセス研究に集中すること、ディスコースを対象とすることによって、狭い意味での言語問題だけでなくインターアクションの問題が必然的に重要になること、という 3 点に統って紹介した。

さらに、最近の言語管理研究を概観し、外国人居住者が行っている言語管理を次の 3 点から考察した。(1) 「非母語話者」や「中国人」などとカテゴリー化される外国人居住者がそうしたカテゴリーに適合しない個人の管理を実施している。(2) 逸脱の留意の誘因となる自らの外来性に関して、潜在化、顕在化、ハイブリッド化などの管理が行われている。(3) 最も典型的な接触場面と言われる相手言語接触場面では、その言語の母語話者ではない参加者は「非母語話者」とされる傾向が強く、社会的・政治的序列と結びつきやすい。そのため、基底規範を転換したり、相手言語接触場面そのものを回避する管理が実施されている。以上から、外国人居住者のアクティブな管理が確認されたと同時に、「カテゴリー」、「外来性」、「母語話者性—非母語話者性」という、

接触場面のインターアクションの基本的な前提が言語問題となっていることを指摘した。

最後に、多文化共生などの外国人のための言語政策にこれらの基本的な言語問題に対する認識がなければ、インターアクションの前提も変わらず、日本の外国人居住者が同定する言語問題も改善されないことを指摘し、接触場面研究によって明らかにされる言語問題は、外国人のための言語政策の前提に対する認識と転換を提起していることを示唆した。

(千葉大学)

憲法学からみた日本の言語政策 —言語の何が法益なのか—

杉 本 篤 史

(2009.10.24)

日本の現行法令において言語はどのように扱われているか。日本国憲法には明文規定はないが、法律では裁判所法、刑事訴訟法、裁判員法、学校教育法、アイヌ新法、言語聴覚士法等で言語に関するなんらかの言及がみられる。また命令では学校教育法施行規則、手話通訳技能認定に関する省令、文化審議会令等が挙げられるが、圧倒的に多くの言及がみられるのは法律でも命令でもなく、教育関係での指導要領と書記日本語の標準を定める内閣告示である。他方、日本が加入または署名する国際条約でも国連憲章、世界人権宣言、難民条約、人種差別撤廃条約、国際人権規約、女性差別撤廃条約、児童の権利条約、障害者権利条約等で言語権的諸規定がみられる。

このような状況からは三つの問題点が指摘できる。一点目は国語・日本語・外国語・手話等の言葉が定義されずに曖昧なまま所与の概念として使用されている点である。二点目は、包括的な言語政策の一つである言語教育分野で、書記日本語の標準や英語教育の根拠、ろう者の言語教育の根拠等が裁判規範力のもっとも弱い告示や指導要領という形式に委ねられていることである。その一方で三つ目として、条約上明文で国家に義務づけられた言語権の保障が、実際の言語政策ではほとんど無視されている点が指摘される。

このような状況下で、言語権を運動概念から法的権利概念に転換するためには、どのような戦略が有効だろうか。先行研究における権利概念には、個人の権利

型・集団別権利型・裁量政策型等があり、また訴訟戦略としては言語権を主張するよりも平等条項による実質的な権利実現を目指す方が現実的だという考え方もある。報告者としては、今後ともこれらの先行研究を吟味しつつ、日本における言語的マイノリティのいずれに対しても有益な言語権概念の構築を目指していきたい。

(東京国際大学)